

山鹿市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

山鹿市長 早田順一

## 山鹿市規則第4号

### 山鹿市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市消防本部の組織等に関する規則（平成27年山鹿市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（以下「次長」という。）」を削り、同条第4項中「次長」を「消防次長」に改める。

第5条第1項中「職員」を「消防職員（以下「職員」という。）」に改め、同条第2項中「次長」を「消防次長」に改める。

第6条中「次長」を「消防次長」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「分担事務」を「分掌事務」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

課	係	分掌事務
消防総務課	総務係	(1) 消防本部の組織に関すること。 (2) 職員の任用、服務に関すること。 (3) 職員の採用及び昇任に関すること。 (4) 職員の教養及び研修に関すること。 (5) 職員の安全衛生及び公務災害に関すること。 (6) 栄典及び表彰に関すること。 (7) 消防職員委員会に関すること。 (8) 消防長会に関すること。
	管理係	(1) 消防に関する総合的企画及び調整に関すること。 (2) 物品及び貸与品の管理に関すること。 (3) 予算及び経理に関すること。 (4) 例規に関すること。
	消防団係	(1) 消防団業務の企画及び調整に関すること。 (2) 消防団の予算及び経理に関すること。 (3) 消防団の施設及び装備に関すること。 (4) 消防団員の教育及び訓練の計画に関すること。

		<p>(5) 消防団員の任用、服務その他身分に関すること。</p> <p>(6) 消防団員の表彰に関するここと。</p> <p>(7) 消防団員の公務災害に関するここと。</p>
予防課	予防係	<p>(1) 予防業務の企画及び調整に関するここと。</p> <p>(2) 火災予防運動に関するここと。</p> <p>(3) 火薬類の規制に関するここと。</p> <p>(4) 防火思想の普及啓発に関するここと。</p> <p>(5) 幼少年婦人防火クラブの指導育成に関するここと。</p>
	指導係	<p>(1) 予防査察に関するここと。</p> <p>(2) 建築確認の同意に関するここと。</p> <p>(3) 防火対象物の指導に関するここと。</p> <p>(4) 防火対象物の違反処理に関するここと。</p> <p>(5) 防火対象物の統計事務に関するここと。</p> <p>(6) 防火管理講習に関するここと。</p>
	危険物係	<p>(1) 危険物の規制に関するここと。</p> <p>(2) 少量危険物及び指定可燃物に関するここと。</p> <p>(3) 危険物施設の査察に関するここと。</p> <p>(4) 危険物施設の違反処理に関するここと。</p> <p>(5) 危険物安全協会の指導育成に関するここと。</p> <p>(6) 液化石油ガス設備工事届等及び貯蔵取扱いに係る意見書に関するここと。</p> <p>(7) 危険物等の統計事務に関するここと。</p>
警防通信指令課	警防係	<p>(1) 警防業務の企画及び調整に関するここと。</p> <p>(2) 警防計画及び防災活動に関するここと。</p> <p>(3) 救助業務に関するここと。</p> <p>(4) 消防地理及び水利に関するここと。</p> <p>(5) 消防相互応援協定に関するここと。</p> <p>(6) 災害証明（火災に係るものに限る。）に関するここと。</p> <p>(7) 緊急消防援助隊に関するここと。</p> <p>(8) 職員の訓練の計画に関するここと。</p> <p>(9) 消防車両及び機械器具の管理に関するここと。</p> <p>(10) 開発行為に係る消防上の指導に関するここと。</p> <p>(11) 火災及び救助の統計事務に関するここと。</p>
	救急管理係	<p>(1) 救急業務の企画及び調整に関するここと。</p> <p>(2) 救急隊の運用計画及び訓練に関するここと。</p> <p>(3) 救急隊の安全対策に関するここと。</p> <p>(4) 救急技術の調査及び研究に関するここと。</p>

	(5) 医療関係機関との連絡調整に関すること。 (6) メディカルコントロールに関すること。 (7) 救急の統計事務に関すること。
通信一係 通信二係	(1) 消防通信の運用に関すること。 (2) 消防通信施設の管理に関すること。 (3) 消防通信に係る調査及び研究に関すること。 (4) 職員の非常招集に関すること。
情報管理一係 情報管理二係	(1) 火災、救急その他災害現場の指令管制及び支援情報の伝達等に関すること。 (2) 気象情報、災害情報等及び救急医療情報の収集及び連絡に関すること。 (3) 火災警報に関すること。 (4) 他の係の分掌事務に属する統計以外の統計に関すること。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。